

高知工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規則

制 定 平成25年 5月16日

一部改正 令和 6年 3月19日

(趣旨)

第1条 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止等については、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（平成24年9月27日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号）の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(相談員の配置)

第2条 本校に、教職員、学生等及び関係者からのハラスメントに関する苦情相談に対応するため、苦情相談を受ける相談員を置く。

2 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 ソーシャルデザイン工学科長の推薦に基づき校長が指名した者
- 二 総務課長
- 三 学生課長
- 四 校長が指名した総務課の職員
- 五 校長が指名した学生課の職員
- 六 校長が指名した者

(任期)

第3条 前条第2項第四号及び八号の相談員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(相談員の責務)

第4条 相談員が、苦情相談に応じる場合は、「ハラスメントに関する苦情相談への対応における留意すべき事項についての指針」（平成24年9月27日理事長裁定）に十分に留意するとともに相談者の意向を踏まえつつ、他の相談員と連携を図り、同性の相談員を含む複数で相談に当たるものとし、当該相談を適切、かつ、迅速に解決するよう努めなければならない。

2 相談員は、苦情相談に応じた場合は、当該関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守するものとする。

3 相談員は、当該相談の内容及び当事者等に指導・助言した内容について、校長に別紙「苦情相談報告書」により報告するものとする。

(事実関係の調査等)

第5条 校長は、前条第3項の報告を受けた場合、ハラスメントに起因する問題が発生し、又は発生するおそれがあるときは、人権・倫理委員会に諮るものとする。

(庶務)

第6条 ハラスメントの防止等に係る庶務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 高知工業高等専門学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別 紙

苦 情 相 談 報 告 書

報 告 日	平成 年 月 日 ()	報 告 者		
苦情相談日	平成 年 月 日 () (: ~ :)		相談場所	
相談者	氏 名	職名及び所属	年 齢	性 別
加害者と される者	氏 名	職名及び所属	年 齢	性 別
第三者	氏 名	職名及び所属	年 齢	性 別
第一相談員 (最初に相談 を受けた者)	氏 名	職名及び所属	年 齢	性 別
相談員				
報 告 の 概 要				
事情聴取及び講じた措置等の内容を報告の形式にまとめたもの)				

1. 相談者からの事実関係

(被害者及び加害者とされる者の関係、問題とされる言動がいつ、どこで、どのように行われたか、相談者は加害者とされる者に対してどのような対応をとったか、監督者等に対する相談を行ったかなど。)

2. 相談者からの要求

(将来への言動の抑制をもとめるものなのか、喪失した利益の回復、謝罪を求めるものなのかなど。)

3. 加害者とされる者からの事実関係

(問題解決に必要と認めた場合は、原則として、加害者とされる者から事実関係等を聴取した内容。この場合は、問題解決が可能と認める場合に限る。)

4. 第三者からの事実関係

(当事者間に関する主張に不一致があり、事実確認が十分にできないと認められる場合に第三者から事実関係を聴取した内容など。なお、学生等からの相談の場合は、保護者も該当する。)

5. 相談員の対応等

(相談員は相談者にどのような助言・指導をしたか、助言に対する当事者の反応はどうだったか、問題処理のための具体的な対応、関係者への対応、相談員としての全体の所感及び意見、今後の取り組み方の内容など。)